

令和4年11月7日 制 定  
令和8年3月13日 最終更新

## 「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター 花野古町・笹団五郎 二次創作に関するガイドライン

このガイドラインは、新潟市が権利を有するキャラクター「花野古町・笹団五郎」(以下単に「キャラクター」といいます。)を広く皆様にご活用いただくことを目的とし、二次創作活動を行うことについてまとめたものです。二次創作活動にあたっては、あらかじめこのガイドラインの内容に同意していただく必要があります。

### 1 はじめに

花野古町・笹団五郎とは

「マンガ・アニメのまち にいがた」のサポートキャラクター。2011年6月に募集を行い、全国から寄せられた477点もの作品の中から厳正なる審査により選出されました。

市のマンガ・アニメの魅力を県内外に広くPRし、新たな魅力創出と地域産業の活性化を目指します。また、新潟市マンガ・アニメ情報館およびマンガの家の名誉館長も務めています。



#### ○花野 古町(はなの こまち)

…花の街新潟から「花野」を姓に、みなとまちにいがたの象徴「古町(ふるまち)」をもじって、キュートな響きから「古町(こまち)」という名前になりました。新潟市の市花、チューリップがモチーフになっている、とっても明るい元気な女の子です。



#### ○笹 団五郎(ささ だんごろう)

…笹団子の「笹」を姓に、「団子」をもじって親しみやすい「団五郎」という名前になりました。新潟市の名物「笹団子」がモチーフになっている、元気すぎる古町をいつも優しく見守る男の子です。

### 2 「二次創作」の定義

このガイドラインにおける「二次創作」とは、キャラクターを原作とし、新たに発展させ、制作することを指します。本来、二次創作は権利者の許可がない限り著作権法で禁じられていますが、このガイドラインの範囲内であればご自由に制作いただけるものとします。

### 3 申請について（別表参照）

個人、企業・団体を問わず、**非営利目的・非商用目的であれば、使用承認申請書の提出や報告は不要です。**個人で楽しむ目的であれば、二次創作した作品を SNS 等にアップすることは大歓迎です。

商用目的・営利目的の場合は、使用承認が必要ですので、「マンガ・アニメのまち にいがた」サポートキャラクター花野古町・笹団五郎使用取扱要領（以下単に「使用取扱要領」といいます。）別記様式第 1 号による使用承認申請書を新潟市文化スポーツ部文化政策課（7 問い合わせ先）へ提出してください。使用承認申請書の「1 使用目的」には、二次創作でのキャラクターの使用である旨を明記してください。

同人活動（※）は、原価回収目的の範囲に留めてください。原価回収を超える利益が発生する場合は、営利目的とみなし、申請書の提出が必要になります。

（※）同人活動とは、商業流通ではなく、個人が独自に同人の範囲内で創作活動をし、販売を行うことを言います。

▶[使用承認申請書\(PDF\)](#)

▶[使用承認申請書\(Word\)](#)

▶[【記入例】使用承認申請書\(PDF\)](#)

### 4 クレジット表記について（別表参照）

個人による非営利目的・非商用目的である場合を除き、イラストへのクレジット表記が必要です。作品の近くに次のいずれかのクレジット表記をしてください。「©新潟市」、「©Niigata City」、「©NIIGATA CITY」

別表（申請、クレジット表記の要否について）

		非営利目的 非商用目的	営利目的 商用目的
申請	個人	不要	必要
	企業・団体	不要	必要
クレジット表記	個人	不要	必要
	企業・団体	必要	必要

その他判断に迷うものは、問い合わせ先までご連絡ください。

## 5 注意事項

- キャラクターを以下の態様で使用・表現することは禁止とします。
  - ・キャラクター、キャラクターの作者及び市のイメージや社会的評価を著しく損なうもの
  - ・他者の権利を侵害する、又は侵害のおそれがあるもの
  - ・公序良俗に反するもの
  - ・その他、キャラクターのイメージを損なうと市又はキャラクターの作者が判断するもの
- 本ガイドラインに沿わない二次創作作品を発見した場合、使用取扱要領に従い、利用停止、許諾内容の変更その他市長が必要と判断した措置を行います。
- このガイドラインは、予告なく変更する場合があります。
- 二次創作作品は、キャラクターの SNS 公式アカウントで紹介・発信させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

## 6 公式イラストの利用

古町と団五郎のイラスト素材をダウンロードできます。かわいいふたりのイラストは 100 種類以上！イラストの使用は無料です。ぜひ古町と団五郎のイラストを使ってふたりの活動を応援してください！

▶イラストのダウンロードは[こちら](#)

イラスト利用にあたっては、別途注意事項があります。使用取扱要領及びマンガ・アニメのまちにいがたサポートキャラクター花野古町 & 笹団五郎デザインマニュアルを必ずお読みになり、規約を守ってご使用ください。

▶イラスト利用の詳細は[こちら](#)

## 7 問い合わせ先

新潟市文化スポーツ部文化政策課

〒951-8554 新潟県新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地古町ルフル 5 階

TEL:025-226-2566 FAX:025-226-0066 e-mail:[bunka@city.niigata.lg.jp](mailto:bunka@city.niigata.lg.jp)